

長岡市建設工事監督規程

平成元年2月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、本市が発注した工事（以下「工事」という。）の監督について、法令その他別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定め、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(監督員の指定)

第2条 工事主管課長は、所属の職員の中から工事ごとに監督員を指定し、受注者にその氏名を速やかに通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

(監督員の一般的職務)

第3条 監督員は、上司の指揮を受けて設計書、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)並びに工程表その他の関係書類に基づいて、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 受注者（現場代理人及び主任技術者を含む。以下同じ。）に対する指示、承諾及び協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための細部設計図書若しくは原寸図の作成及び交付並びに受注者が作成したこれらの図書に対する承諾
 - (3) 設計図書及び工程表に基づく工程の管理立会い及び工事の施工の状況の検査並びに工事材料の試験又は検査
- 2 監督員は、受注者に対し前項の指示又は承諾を与えるときは、原則として工事打合簿によって行わなければならない。

(監督員の心得)

第4条 監督員は、次に掲げる事項に留意し、適正な職務の執行に努めなければならない。

- (1) 受注者に対して、工事が着手される前に設計書の内容を正確に説明し、技術的に完全な工事が遂行されるようにすること。
- (2) 受注者その他の利害関係者に対し、常に厳正公平な態度で臨むこと。
- (3) 受注者及び地元関係者等の工事関係者相互間において紛争を生じないように留意し、工事が円滑に行われるよう配慮すること。
- (4) 工事の施工について、生命、身体又は財産に関する危険等の防止並びに水利及び交通の安全を確保するよう指導すること。

(施工の促進)

第5条 監督員は、工程表に基づき、常に工事の適正な管理に注意し、工事の促進に努め、工事が遅延するおそれがあると認めるときは、受注者に厳重に警告し、その旨を上司に報告するとともに、必要に応じ、受注者に対し遅延を取り戻すための変更施工計画及び変更工程表の提出を求めなければならない。

2 監督員は、天災その他やむを得ない事由によって工事の進捗が遅れたときは、その状況及び程度を調査し、速やかに上司に報告するとともに受注者に対し必要な指示を与えなければならない。

(工事出来形報告)

第6条 監督員は、工事の実態を把握するため、受注者から必要に応じ工事出来

形報告を提出させることができる。

(改造の指示)

第7条 監督員は、施工した工事が設計図書に適合しないと認めるときは、受注者に対し直ちに改造を指示し、完全な工事を施工させなければならない。

(立会い)

第8条 監督員は、工事に使用する材料のうち立会いの上、調合し、若しくは調合について見本検査を受ける旨設計図書に指定され、若しくは監督員が必要と認めて書面により指示したものについて、受注者から立会い又は見本検査の請求を受けたときは、その調合に立ち会い、又は調合されたものについて見本検査をしなければならない。

2 監督員は、水中又は地下埋設する工事その他の完成後外部から明視できない工事で、設計図書に指示されたもの又は監督員が必要と認めて書面により指示したものについて、受注者から立会いの請求を受けたときは、その施工に立ち会わなければならない。

3 監督員は、前2項の立会い及び見本検査に代えるとき、又は特に必要と認めるときは、見本の保管及び材料調合の記録、工事写真等当該工事の施工を判定できる記録の整備を指示することができる。

(材料検査)

第9条 監督員は、工事に使用する材料のうち設計図書に検査を受けて使用すべき旨指定され、又は監督員が必要と認めて指示したものについて、受注者から検査の請求を受けたときは、設計図書に基づき形状、寸法、種類及び品質その他必要な検査を速やかに行い、その結果を材料検査簿に記録整理しておかななければならない。

2 監督員は、前項の検査の結果、不合格とした材料については、遅滞なく工事現場より搬出させるとともに期限を指定してその取替えを命じなければならない。

(破壊検査)

第10条 監督員は、受注者が前2条に規定する立会い又は検査の請求をしないで材料調合又は工事の施工をしたときは、破壊検査等により施工の適否を検査することができる。この場合において、重要なものについては、上司の指示を受けなければならない。

(支給材料及び貸与品の引渡し等)

第11条 監督員は、受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）又は貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）がある場合は、受注者の立会いの上、当該支給材料及び貸与品を検査してこれを引き渡し、受領書又は借用書を徴さなければならない。

2 監督員は、支給材料及び貸与品について受注者の使用又は保管の状況を把握し、必要に応じ適正に使用されるように指示を行い、返還を受けるべきものがあるときは速やかに返還させなければならない。

(設計図書と現場状況との不一致)

第12条 監督員は、次の各号のいずれかに該当する事項を発見したとき、又は受注者から通知を受けたときは、これらの事項が軽微なもので容易に判定できるものについては、その措置について指示を与え、その他のものについては、上司の指示を受けなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと。(仕様書と図面の交互不適合、設計図書の誤り及び脱漏を含む。)
- (3) 設計図書に示された工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等自然又は人為的な施工条件が工事現場の状態と相違すること。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

(工事の変更、中止等)

第13条 監督員は、工事を変更し、若しくは一時中止し、又は打ち切る必要があると認めたときは、速やかに理由を付して上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(臨機の措置)

第14条 監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急に受注者に臨機の措置をとらせる必要があるときは、上司の指示を受け、受注者に対してその措置を指示しなければならない。ただし、事態が急迫してそのいとまのないときは、自己の判断によって指示を行い、その次第を上司に報告しなければならない。

2 監督員は、災害防止のため必要で、かつ、特に急迫な事情があるため、監督員の指示を受けないでとった措置についての報告を受注者から受けたときは、意見を付して上司に報告しなければならない。

3 監督員は、災害発生の危険が予想される工事現場については、あらかじめ緊急措置について、受注者に必要な指示をしておかなければならない。

(不適當な労働者等に対する措置)

第15条 監督員は、現場代理人、主任技術者、受注者が工事を施工するために使用している使用人又は下請負者が工事の施工又は管理について著しく不適當と認めたときは、上司に報告して指示を受け、受注者に対し理由を明示して必要な措置を求めなければならない。

(工期延長の手続)

第16条 監督員は、受注者から工期延長願いの申出があったときは、内容を審査し、意見を付して上司に報告し、所定の手続をとらなければならない。

(工事の未着手等)

第17条 監督員は、受注者が正当な理由なく工事に着手せず、又は中止しているとき、その他契約が履行されないおそれがあると認めたときは、速やかにその理由を調査し、上司に報告しなければならない。

(損害の調査等)

第18条 監督員は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物若しくは工事材料に損害があったこと、工事の施工に関し一般的な損害が生じたこと、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたこと、又は工事の施工に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたことについて受注者から通知を受けたときは、速やかにその事実を調査し、意見を付して上司に報告し、その指示を受けなければならない。

第19条 監督員は、天災その他の不可抗力により、工事の出来形部分(監督員が現実に出来上がったものとして確認したものをいう。)、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害が生じたことについて受注者から通知を受けたときは、速やかにその実情を調査し、意見を付して上司に報告し、

その指示を受けなければならない。

(出来形査定)

第20条 工事主管課長は、受注者から契約による部分払のため出来形部分査定
の請求を受けたときは、監督員に対して当該契約に係る工事について部分
払の対象とする出来形部分を査定させるものとする。

2 工事について部分払の対象とする出来形部分は、当該工事の出来形部分及
び現場に搬入した工事材料等設計図書で部分払の対象として指定された部分
とする。

3 監督員は、工事の出来形部分を査定する場合は、工事の完成部分を設計図書
に基づき、その構造、寸法、仕上げ等について精査し、次に掲げる標準により
査定するものとする。

- (1) 杭類は、打込みを完了し、かつ、挾木等を仕付けたものを出来形とする。
- (2) 沈床は、所定の沈石及び目つぶし全部を沈下したものを出来形とする。
- (3) コンクリート塊による沈床類の場合は、一区画について連結したものを出来形とする。
- (4) 張石、積石及び柵類は、仕付け完了の部分を出来形とする。
- (5) 土、石、砂利による築石又は切取りは、その形状を問わず実際の体積を出来形とする。
- (6) 刃物粘土等においては、堀割ののち練込みをした体積を出来形とする。
- (7) 柵、籠等は、中詰石の詰込みを完了したものを出来形とする。
- (8) 粗朶上装、張芝、筋芝又は帯芝は、仕付けを完了したものを出来形とする。
- (9) 敷砂利は、敷均しを完了したものを出来形とする。
- (10) コンクリート打ちは、打込みを完了した部分を出来形とする。
- (11) ブロック及び煉瓦は、積上げ又は敷詰めを完了した部分を出来形とする。
- (12) 軸組及び小屋組は、完了した部分を出来形とする。
- (13) 屋根は、ふき終わった部分を出来形とする。
- (14) 造作材及び内装材は、取付けを完了した部分を出来形とする。
- (15) 建具類は、建付けを完了した部分を出来形とする。
- (16) 壁は、荒壁、返し壁、上塗りとも塗上げを完了した部分を出来形とする。
- (17) 電気工事は、配線又は配管を完了した部分を出来形とする。
- (18) ペンキ、生漆塗等は上塗りを完了した部分を出来形とする。
- (19) 給排水、衛生工事は、配管を完了した部分を出来形とする。
- (20) 冷・暖房工事は、配管を完了した部分を出来形とする。
- (21) 前各号に掲げるもののほかは、実際に仕付け済み部分を出来形とする。
- (22) 工場製作する特注品は、原則として現場搬入したものを出来形とする。
- (23) 仮設建物、運搬費、現場管理費、一般諸経費等については、当該工事の出来形率以内とする。

4 監督員は、査定を完了したときは、その結果について、出来形金額明細書を作成し、検査員の確認を受けて所定の手続をとるものとする。

(工事完了報告等)

第21条 監督員は、受注者から工事履行届が提出されたときは、その内容を調査し、工事完成検査調書その他必要な資料を添えて、その結果を上司に報告し、所定の手続をとらなければならない。

(検査の立会等)

第22条 監督員は、検査員が検査を行う際は、その場に立ち会い、必要な資料を提出して検査に協力しなければならない。

(工事の手直し)

第23条 監督員は、工事の完成検査の結果、手直しを要するものがあつた場合は、手直し工事の監督を行い、指示通りに完了したことを確認するものとする。

また、その旨を上司に報告するとともに、検査員に通知しなければならない。

(監督に関する図書)

第24条 監督員は、次に掲げる図書等(受注者から提出された図書等を含む。)を作成し整理することにより監督の経緯を明らかにするものとする。

(1) 工事の実施状況を記載した図書

(2) 契約の履行に関する協議事項(軽易なものを除く。)を記載した書類

(3) 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書

(4) 前3号に掲げるもののほか、監督に関する図書

(監督の代行)

第25条 工事主管課長は、工事について必要があるときは、専門的な知識又は技能を有する職員の所属する課長の同意を得て当該課所属の職員に監督を代行させることができる。

(監督の委託)

第26条 工事主管課長は、工事について特に専門的な知識若しくは特殊な技能を必要とする場合又は他の理由により必要と認められる場合は、市長の承認を得て市の職員以外の者(以下「委託監督員」という。)に監督を委託することができる。

2 工事主管課長は、委託監督員に監督を行わせたときは、その監督の結果について調査その他監督内容を明確にした書類を提出させるものとする。

3 工事主管課長は、第1項の規定により委託監督員に監督を行わせたときは、必要に応じて本市の監督員を立ち合わせるすることができる。

(監督の技術基準)

第27条 監督員が監督を行うに当たって必要とする技術的な基準は、別に定める建設工事監督技術基準による。

(工事成績評定書)

第28条 監督員は、工事完成後直ちに、別に定める長岡市請負工事成績評価等実施要領に基づき厳正かつ公正に評定し、検査員に工事成績評定書を提出しなければならない。

(手続等の省略)

第29条 特殊な工事、軽易な工事又は緊急を要する工事については、この規程の手続の一部を省略することができる。

(その他)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。